

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する  
法律第 35 条に基づく連携協力体制について

## 1 根拠法等について

### (1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「法」という。）第 35 条では、市町村における連携協力体制の整備について以下のとおり規定されている。

#### <法抜粋>

第三十五条 市町村は、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による障害者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

### (2) 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（厚生労働省マニュアル）

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（平成 24 年 10 月厚生労働省発出。以下、「マニュアル」という。）」において、以下のネットワークを整備することとされている。

#### <マニュアル抜粋>

#### ① 虐待の予防、早期発見、見守りにつながるネットワーク

地域住民、民生児童委員、社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会等からなる地域の見守りネットワーク

#### ② サービス事業所等による虐待発生時の対応（介入）ネットワーク

障害福祉サービス事業者や相談支援事業者など虐待が発生した場合に素早く具体的な支援を行っていくためのネットワーク

#### ③ 専門機関による介入支援ネットワーク

警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など専門知識等を要する場合に援助を求めるためのネットワーク

## 2 ネットワークの構築について

城陽市障がい者虐待防止対策事業業務（市内相談支援事業所に委託）の実施や、城陽市障がい者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）、京都府虐待防止センターと連携し、上記ネットワークを構築済み。

### 3 協議会の活用について

#### (1) ネットワーク機能の付与について

城陽市執行機関執行機関等の附属機関の設置等に関する条例第2条の別表において、協議会が担任する事務は「障がい福祉の計画や増進等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。」と定めている。

障がい者虐待防止に関することは、障がい福祉の増進等に関することである。

また、協議会において、本市障がい者虐待防止等の協議を行い、関係者が情報共有等を行うことで、既存の障がい者虐待防止に係るネットワークを強化することにつながる。

よって、協議会にネットワーク機能を付与し、以下の内容について協議を行う。

なお、虐待案件（障がい者虐待として本市が認定した案件。平成24年度より、在宅生活する障がい者の虐待認定案件は1件。）が発生した場合のみ協議を行う。

（協議内容）

- ・ 障がい者虐待の防止に係る関係機関等の連携並びに意見及び情報に関すること。
- ・ 障がい者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策に関すること。

#### (2) 構成員について

虐待案件が発生した場合は、専門的な見識が求められることが想定されるため、城陽市障がい者自立支援協議会規則第5条により、必要に応じて委員以外の者として関係者の出席を求める。

なお、マニュアルにおいては、専門機関による介入支援ネットワークとして、警察や権利擁護団体を挙げており、類似する高齢者虐待に係る会議においても、警察及び権利擁護団体が参画していることから、本協議会においても、必要に応じて、臨時委員として、城陽警察署、城南人権擁護委員会の出席を求める。

### 4 平成29年度の障がい者虐待に係る本市状況

平成29年度は、通報が2件、事業者からの報告が1件ありましたが、虐待認定を行った案件はありません。